



常設型の住民投票条例制定に向けて初会合を開いた検討委員会=明石市役所

## 常設型の住民投票条例

# 検討委でじつくり議論

**初会合に  
委員10人**

**来年7月、市長に答申**

常設型の住民投票条例の内容について議論する市の検討委員会(会長=角松生史・神戸大大学院教授)が21日、初会合を開いた。市自治基本条例(10年4月施行)は住民投票制度を盛り込んでいるが、過去3年間、その手続きを定める条例策定は手付かずだった。検討委は住民投票実施に必要な署名数や投票の資格要件などについて議論を重ね、来年7月に検討結果を市長に答申する。市は来年度中に同条例案を市会に提案したいとしている。(森本尚樹)

委員会は市民団体の代表者、元市会議員2人、公募委員2人など計10人で構成する。この日は市

の担当者が検討項目や論点などを説明した。市に

より、2002年以来、全国49の市町村で常設型

住民投票条例が制定さ

れ、過去4回の住民投票

が実施された。

現在、明石市で市民の

発議による住民投票が実

施されるには、個別の案

件についての住民投票実

施条例策定を、有権者の

50分の1の署名を添えて

直接請求し、市会で可決

された。市は今年1月、急ピ

チで条例案の概要を決

めたが、市会ばかり「拙

される必要がある。常設型の住民投票条例制定後は、個別の案件について、時間がかけて議論する」となった。

速だ」との指摘を受け、条例が定める要件(署名数など)を満たせば、市会の議決を要さず、住民投票が実施される。

昨年10月、市民団体が

明石駅前南地区再開発の

賛否を問う住民投票の実

施を求めて2万196人

分の署名を提出し、市会

で否決されたのをきっかけに、市は常設型住民投

票条例策定に乗り出した。

票条例策定に乗り出した。

た。市は今年1月、急ピ

チで条例案の概要を決

めたが、市会ばかり「拙